医療機関の被災によりその機能が著しく低下する中で、大量に発生が予想される重傷者や重篤な患者等に対応するため、国〔厚生労働省等〕、都県、市町村及び医療機関は、災害医療情報の共有化を進めるとともに、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・救護班の派遣、医薬品・医療資機材の供出及び災害拠点病院を中心とした広域医療搬送について体制の充実を図る。医療機関においては、地方公共団体と協力した医薬品の備蓄等を推進する。

また、広域医療搬送だけでは限界があることから、発災時における医療機関の早期復旧、臨時医療施設の開設、地域内搬送手段の多様化等を図るための体制を構築する。

さらに、国〔厚生労働省〕、都県、市町村及び医療機関は、限られた医療資源を重傷者等に充てるため、軽傷の場合は在宅や避難所等での応急救護とすること、中等傷の場合は地域の病院やクリニックなどで処置を行うなどの体制の充実と住民意識の啓発等を行う。

オ　膨大な数の避難者・被災者への対応

膨大な数の避難者・被災者へ対応するため、国〔内閣府等〕は、都県及び市町村による以下の取組を促進する。

・　避難所の耐震化や天井の脱落防止対策、備蓄倉庫の整備
・　避難所における食料・飲料水及び生活必需品、災害用トイレの備蓄､非常用電源の整備、災害用ＬＰガスバルクの設置など燃料の確保等
・　し尿や生活ごみの速やかな処理体制の確保等の衛生管理
・　地域コミュニティやボランティアによる避難所の運営マニュアル等の明確化
・　緊急避難場所として機能する公園や空地の確保、河川の整備及び避難者の滞留が想定される公園等における備蓄倉庫等の確保
・　ホームページやＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス）等の活用を含めた避難者に対する的確な情報提供体制の構築
・　避難者の家族間で複数の安否確認手段を使用する重要性の周知など速やかな安否確認
・　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣

さらに、首都地域においては、自力での災害対応が困難な要配慮者だけでも膨大な数に上るため、要配慮者への対応を優先し、自宅における一定の生活環境確保の支援、疎開・自主帰省の促進などにより、避難所への避難者数の低減に係る対策を促進する。

また、周辺県や全国への被災者の広域避難（遠地避難）とその受入れの枠組を具体化するとともに、空き家・空室の提供、民間住宅の借上げ、ホテル・旅館の活用、応急仮設住宅の早期提供等の体制の整備により、膨大な避難者・被災者の発生、応急住宅需要に対応する。

カ　膨大な数の帰宅困難者等への対応

国〔内閣府、国土交通省等〕、都県、市町村及び民間事業者は、膨大な数の帰宅困難者等に対応するため､「むやみに移動を開始しない」という基本原則や家族等の安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保等の取組を推進する。

一斉徒歩帰宅者の発生を抑制するためには、企業、学校等における従業員、生徒等の一時収容対策の促進が重要であり、国〔内閣府、文部科学省〕、都県及び市町村は、企業・学校等による以下の取組を促進する。

・　発災時に自社従業員や生徒等を一定期間収容することの必要性の周知及び必要な食料・飲料水、災害用トイレ等の備蓄の推進
・　発災時における保護者等との連絡体制等の検討及び発災した場合の行動の周知

また、一時滞在施設は、公共施設のみではまかないきれないことから、共助の観点から、民間施設を主体とした一時滞在施設の確保に努めるため、関係行政機関、民間事業者等からなる帰宅困難者等対策推進協議会の場を活用する等により、地方公共団体と民間事業者との協定の締結、地域防災計画等への滞在拠点施設の位置付け等を促進する。

さらに、都心部や帰宅支援対象道路に沿った公的施設の活用、事業者、沿道自治会等による滞留者や徒歩帰宅者のために必要な飲料水、トイレ等の確保、分かりやすい地図案内板の設置、外国人等向けのピクトグラムによる災害時の対応行動の可視化等を促進する。

キ　広域連携のための防災拠点、交通基盤の確保

国〔内閣府、農林水産省、国土交通省〕、都県は、円滑な応急対策活動のための環境を確保するため、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に都県域を超える支援を行うための広域的な防災拠点について、あらかじめ明確にしておくこととする。また、効果的な広域オペレーションを実施するため、首都圏の広域防災のヘッドクォーターの機能等を有する東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）及び被災時における物流コントロール機能の一部を有する東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）を中心に、各拠点の役割分担を明確にするとともに、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点が、所期の機能を発揮できるよう、適切な運営体制を確立する。

ク　物資の絶対的な不足に対応した物資輸送機能の確保

首都圏の物資輸送機能の著しい低下と、被災地内で深刻な物資不足の発生を防ぎ、また、全国での生活物資の買い付け行動といった社会的混乱を回避することが必要である。このため、国〔総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省〕、都県及び市町村は、食料、飲料水、燃料等の生活必需品及び医薬品並びに通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。

また、物資輸送機能を確保するため、国〔国土交通省〕、都県、市町村及び物流事業者等は、協定の締結等による官民協力・連携による緊急物資輸送体制を構築するとともに、支援物資拠点となる物流施設における非常用電源や非常用通信設備の導入を促進する。加えて、国〔経済産業省〕、都県、市町村、石油事業者等は、緊急自動車や、災害応急対策に従事する「緊急通行車両確認標章」を掲げる車両に対し、優先給油を行える仕組みを構築する。さらに、国〔警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省〕、都県、市町村、物流事業者等は、避難所のみならず、自宅で生活をする人々への物資を確保するため、災害支援物資や燃料の輸送のみならず、生活必需品の店舗販売を含め必要な物流の確保に向け、あらかじめ防災計画に基づく関係事業者との調整、物資確保に必要な車両を緊急通行車両とすることの検討などの備えを進める。

ケ　的確な情報収集・発信

国、都県、市町村及び防災関係機関は、現地災害対策本部及び各都県の災害対策本部等において、迅速に被災直後の状況等を収集する体制を充実させる。被災地の被害情報の収集に当たっては、調査のための職員派遣、ヘリコプターや自動二輪車等の機材、各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くした被害情報の把握に努める。また、収集した情報を関係省庁、指定公共機関等の関係機関等で共有化するため、これらの本部をつなぐ系統的な情報伝達システムの強化及び収集情報の共有のシステム化、防災情報システムの活用を進める。

さらに、各機関の非常用救援物資の備蓄量及び民間の生産在庫量について短時間で情報を集約し、被災地に効率的に配送ができる体制、必要な物資を見込みで配送するための需要予測手法の構築等を進める。

情報発信については、国〔内閣府等〕は、発災時に、我が国の経済社会の状況や被害等について正確な事実を国民及び諸外国に向けて発信するため、あらかじめ広報計画を作成するなどの備えを講じる。

被災者等に対しては、国、都県及び市町村は、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるよう、マスメディアとの連携強化やＩＣＴの活用を含め、情報提供の円滑化を図る。

さらに、国、都県等の情報発信に齟齬が生じないよう、一定の役割分担の下、一体的な情報発信及び情報提供に努める。特に、発災初期の段階は、インターネット等を通じて風評や「デマ」が大量に流布するなどのおそれがあることから、これらの情報を速やかに把握し、事実確認、打消し情報の発信等に努める。